

令和6年度 監督処分一覧表

業者名	所在地	処分区分	処分日(営業停止期間)	処分の原因となった事実
だるま商会	鹿児島市	営業停止処分	R6年4月24日 R6.5.11 ~ R6.5.13 (3日間)	だるま商会は、民間工事において、建設業法第3項第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める「軽微な建設工事」の範囲を超えて、解体工事業の請負契約を締結した。 このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。
				根拠法令 建設業法第28条第3項